

# 池田市小規模修繕工事契約希望者登録制度

## 申 請 要 領

### 【一般的事項】

#### 1. 目 的

この登録制度は、建設業の許可を受けていない等の理由により、池田市に入札参加資格審査（指名参加登録）を申請することができない方を対象に、池田市が発注する小規模な修繕工事契約（200万円以下）を希望する方を登録し、市内小規模事業者の受注機会の拡大を図るもので

#### 2. 登録できる方

池田市内に主たる事業所を有する方で、池田市の入札参加資格審査申請により入札参加有資格者名簿に登録されていない方。

- ・個人事業者、法人を問いません。
- ・建設業の許可の有無、経営規模、従業員数を問いません。

#### 3. 登録できない方

- ・池田市内に主たる事業所を有しない方（他の市町村に本店又は主たる事業所を置く方）
- ・池田市入札参加資格審査申請により入札参加有資格者名簿に登録されている方。但し、物品（販売業）の登録のみされている方は、本制度の登録も出来ます。
- ・地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当する方。
- ・希望業種を履行するために必要な資格・許可等を有しない方。
- ・法人税又は所得税、消費税、地方消費税、府税、市区町村税に未納の税額がある方。

#### 4. 登録者の取扱

池田市小規模修繕工事契約希望者登録申請書（様式1）を提出し、審査に合格した方は、池田市小規模修繕工事契約希望者登録者名簿に登録し、府内に周知することにより、池田市が発注する小規模な修繕工事契約の際に業者選定の対象となります。業者選定や契約を約束するものではありません。

#### 5. 申請用紙

池田市ホームページからダウンロードができます。また、市役所総務部契約検査課（2階）でも令和8年1月5日（月）より配布しています。

#### 6. 申請受付期間 ※ 現在登録中の方も申請が必要です。

令和8年1月5日（月）～令和8年1月30日（金）午前9時～午後5時  
(土曜、日曜、祝祭日を除く)

#### 7. 受付場所

池田市役所 総務部 契約検査課（2階） 申請書は、持参提出となります。

#### 8. 登録の有効期間

令和8年4月1日から令和10年3月31日までの2年間（2年ごとに改めて申請により登録を受付します。）

#### 9. 登録内容の変更

申請後に、廃業又は住所・代表者氏名等の重要な変更があったときは、速やかに池

田市小規模修繕工事契約希望者登録変更届（様式2）を提出してください。

なお、変更届は任意様式による届け出も可能です。

## 【契約に関する事項】

### 1. 発注の方法

池田市が小規模な修繕工事を発注するときは、原則として複数の業者の競争見積り合わせにより、最も低い価格を表示した方と契約することになります。

なお、見積りを依頼されても都合により辞退することは自由ですが、辞退する場合には必ず連絡（電話可）願います。競争見積りの結果は、速やかに発注課等の担当者から電話にて連絡いたします。

また、見積りに関する一切の費用は、業者負担となります。

### 2. 契約の方法

契約の相手方となった場合には、発注課等の指示に従って原則として書面（請書若しくは契約書）により契約します。ただし、発注者等の担当者から20万円未満の契約で書面を省略する旨の指示があったときは省略できます。

なお、この制度による契約に係る契約保証金は原則として免除します。

### 3. 契約の履行

契約の履行は、池田市財務規則、契約約款、その他関係法令に基づき信義に従って誠実に履行しなければなりません。

なお、請負った契約は、原則として自ら履行しなければなりません。一括下請け（丸投げ）及び市が認めた場合以外の下請けはできませんので、申請時の希望業種の記載範囲は、自ら施工（履行）できる業種を記載してください。

### 4. 請負代金の支払時期

請負代金の支払いは、履行完了後に行う検査に合格後、請求に基づき支払います。

支払期間は、正当な請求を受けてから40日以内です。

### 5. 不正行為の禁止

契約に関して独占禁止法、刑法、その他関係法令に違反する行為を行わないでください。登録業者が業務に関して不正又は不誠実な行為等が認められた場合には、契約解除を含め登録を取り消します。

### 6. 登録者名簿の公開

この制度による登録者名簿は府内に公開するほか、契約制度の透明性を図る観点から池田市ホームページにて公開いたします。

### 7. 契約に関する苦情、相談等

契約に関する苦情、相談等は、総務部契約検査課で受け付けいたしますので申し出てください。

## 【申請書の書き方】

### 1. 住所又は所在地

主たる事業所の所在地を記入してください。個人事業者が自宅で事業を行っている場合は、自宅を事業所として記載してください。

### 2. 商号又は名称

法人の場合は、商業登記簿に記載された商号を記入し、個人事業者の場合は、通常使用している商号・名称がある場合は、それを記入してください。

### 3. 代表者職・氏名

法人の場合は、商業登記簿に記載された代表者の職・氏名を記入してください。個人事業者の場合は、「代表」と記入してください。

### 4. 印鑑

申請書の代表者印は、実印（印鑑証明書の印鑑）を押印してください。

「使用印鑑」については、登録期間中に見積書、請書、契約書、請求書及び請負代金の受領に使用する印鑑（丸印）を押印してください。

### 5. 電話及びFAX番号

電話は、重要な連絡手段となりますので必ず記入してください。

なお、FAXがある場合は、図面等の連絡の際に便利ですので記入してください。

### 6. 修繕工事希望業種

自社単独で請負可能な業種について、希望欄に“○”印を記入してください。

希望業種数に制限はございません。

なお、法的な許可、免許、登録を要する場合は、その名称を記入し、許可証等の写しを添付してください。

### 7. 添付書類

＜法人の場合＞

- ・商業登記の履歴事項全部証明書 1通（3ヶ月以内に証明のもの）
- ・代表者印鑑証明書 1通（3ヶ月以内に証明のもの、写し不可）
- ・修繕工事希望業種
- ・業務実績書（修繕工事希望業種に係る最近の業務実績を記載してください。）
- ・池田市が発行する未納の税額がないことの証明書 1通（3ヶ月以内に証明のもの）

※ 商業登記の履歴事項全部証明書、代表者印鑑証明書は法務局で発行します。

＜個人事業者の場合＞

- ・印鑑証明書 1通（3ヶ月以内に証明のもの、写し不可）
- ・修繕工事希望業種
- ・業務実績書（修繕工事希望業種に係る最近の業務実績を記載してください。）
- ・池田市が発行する未納の税額がない証明書 1通（3ヶ月以内に証明のもの）

※ 印鑑証明書は、住所地の市町村で発行します。

### 8. 問い合わせ先

〒563-8666 池田市城南1丁目1番1号

池田市役所 総務部 契約検査課（2階）

電話 072-754-6221